

21 病気休暇について

「病気休暇」とは、職員が負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得できる休暇です。病気休暇を「病休」と略することが多いです。

<病休取得の流れ>

職員（県費）

本人 → 校長・教頭

病気休暇承認申請書（引き続き7日を超える場合は、医師の診断書を添付）、特別休暇・病気休暇・介護休暇簿を記入して提出する。

校長 ※市町によって異なる

本人 → 教育長（市町教委）

病気休暇承認申請書（引き続き7日を超える場合は、医師の診断書を添付）を提出する。
特別休暇・病気休暇・介護休暇簿を記入する。

全職員（県費）

学校長 → 市町教委

長期病気休暇職員報告（引き続き30日をこえるとき、その都度事前に報告）

病気休暇具申書（代替者申請がある時に必要）

職員事故発生届・医師の診断書（事故の場合のみ）

市町職員については、市町により取り扱いが違うので、市町教委に確認する。

<取得可能日数>

取得可能日数は、疾病の種類によって異なる。（公務または出勤による疾病・負傷の療養は除く）

取得可能期間(週休日・休日・代休日を含む)	疾病等
1年以内	結核性疾患
180日以内	人事委員会が定める特定疾患（悪性新生物、糖尿病、統合失調症、そううつ病、慢性リュウマチ性心膜炎、僧帽弁の疾患、大動脈弁の疾患、本態性高血圧症、高血圧性心疾患、高血圧性腎疾患、二次性高血圧症、心筋こうそく、狭心症、慢性肺性心疾患、心筋症、伝導障害、心不全、くも膜下出血、脳内出血、脳実質外動脈の狭そく症および狭さく症、脳動脈の狭そく症、一過性脳虚血、大動脈りゅう、慢性肝疾患、肝硬変、慢性腎疾患、その他これらに類すると人事委員会が定めた難病）
90日以内	負傷または上記以外の疾病

※病気休暇の単位は、1日とする。ただし、1時間を単位とすることもできる。

勤務時間の途中から休み始めた場合は、その日を含めて計算する。

<復帰の流れ> 事務提要 P.1276

出勤承認願を提出する。(結核性疾病のみ)

添付資料：①保健所か公立病院の診断書

②喀痰検査成績書

③レントゲン写真(大陸版)

その他詳細・共済組合等からの給付種類は下記参照

事務提要 勤務時間およびその他の勤務条件「休日および休暇」

学校事務マニュアル 「12 病気・事故・災害」

初任者マニュアル 「28 共済組合・互助会について」